

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

220

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

工業団地造成事業に関する都市計画及び事業計画の変更に関する規制緩和

提案団体

群馬県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

工業団地造成事業に関する都市計画に定める事項について、「宅地の利用計画」の記載内容について、柔軟な運用ができることを提示することを求める。また、工業団地造成事業の施行の認可申請書に記載する事業計画について、事業目的や施行地区に変更がなく、道路、公園、排水等の必要な機能が確保されており、区画道路等の位置、形状の僅かな変更である場合には、事業計画の変更に係る国土交通大臣の認可を不要とすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

工業団地造成事業に関する都市計画においては、都市計画法に定める事項のほか、「宅地の利用計画」などを定めることとされている。都市計画の内容を変更する必要があるときは、遅滞なく当該都市計画を変更しなければならず、原則として、都市計画を決定する際と同様、その案の公告・縦覧、関係市町村の意見聴取や都市計画審議会の審議、変更後の都市計画の告示・縦覧等の手続が必要となる。

また、都市計画事業の施行の認可申請書に記載する事業計画には、「設計の概要」を定めることとされている。都道府県が施行する都市計画事業の事業計画の内容を変更しようとする場合、省令で定める「軽易な変更」に該当しない限り、事業計画の変更について国土交通大臣の認可を受けなければならない。

【生じている支障】

上記のため、工業団地造成事業において、事業目的や施行地区に変更がなく、道路、公園、排水等の必要な機能も確保されているにも関わらず、宅地の利用計画の記載内容に少しでも変更があれば、都市計画の変更手続及び事業計画の変更の認可を受ける手続をしなければならない。

これらの手続は時間を要するため、工業団地造成事業において、事業用地の分譲開始の遅延や、引き合いのある企業の立地機会を逸する等の支障を生じさせている。

【土地区画整理事業の場合について】

他方、工業団地造成事業と同様に市街地開発事業の一である土地区画整理事業に関する都市計画においては、「宅地の利用計画」などを定めることを要していないため、事業の施行地区に変更がなければ、事業用地の面積など宅地の利用計画に変更があっても都市計画の変更は生じない。また、同事業に係る事業計画についても、土地区画整理法及び同法施行令において、事業計画の変更の認可を要さない「軽微な変更」に該当する類型が広範かつ詳細に定められているため、一定範囲内の変更であれば認可を要さない。このため、手続に時間を費やすことなく、柔軟かつ迅速な事業の施行が可能となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業の内容の僅かな変更であれば、都市計画の変更及び事業計画の変更認可申請に係る手続の省略が可能となり、事業の迅速な施行が可能となる。また、それらの手続に係る地方公共団体職員の事務手続の負担が軽

減される。

根拠法令等

都市計画法第 21 条及び第 63 条第 1 項、都市計画法施行規則第 50 条、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第 5 条第 1 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、前橋市、伊勢崎市、館林市

○現状、本市としては空き工業用地が不足している状況にあり、今後の市の発展と産業の活性化を図る上で、喫緊の課題となっている。その解決策である新規工業団地の造成については、工業団地造成事業による手法も、その手段の一つとして今後検討する必要がある。企業誘致においては、事業者のニーズに沿ったスピード感も必要であり、今後本市でも工業団地を造成しようとする際に、同様に事業用地の分譲開始の遅延や引き合いのある企業の立地機会を逸する等の支障を防ぐ必要があることから、当該規制緩和は有用であると考えられる。

各府省からの第 1 次回答

工業団地造成事業に関する都市計画においては、都市計画法第 12 条第 2 項に定める事項のほか、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第 5 条第 1 項の規定により、「公共施設の配置及び規模」並びに「宅地の利用計画」を定めることとしている。

また、同条第 2 項第 2 号の規定に基づき、同事業を施行する区域が製造工場等の生産能率が十分に発揮されるよう適切な配置及び規模の道路、排水施設、公園又は緑地その他の施設を備えた工業団地となるように定めることとしている。

「公共施設の配置及び規模」について、都市計画として定められているもの及び本事業の都市計画と同時に定める予定のもの以外の道路に関しては、標準幅員及び配置の方針を記載することとして、都市計画決定権者において一般的に運用されていると承知しており、必ずしも個別路線毎に幅員や位置について詳細に記載する必要があるものではないと考えられる。

また、「宅地の利用計画」については、面積や比率等を記載することとして一般的に運用されていると承知しているが、「公共施設の配置及び規模」と同様に、一定の幅をもって記載することを可能としているものと考えられる。

よって、都市計画決定時の公共施設の配置及び規模として定めた内容の範囲内における、区域内の道路の位置等の変更であれば、同条第 2 項第 2 号の規定に従っていることを前提に、都市計画の変更にあたり柔軟な対応をすることが可能と考えられる。

提案者は土地区画整理事業の事業計画において認可を要さない軽易な変更が工業団地造成事業より広範に定められている旨を述べているが、土地区画整理事業は換地方式で公共施設を整備し、宅地の区画形状を整える事業であり、事業計画が認可され都市計画事業として実施する際も地区内の権利者は引き続き同じ地区内に権利を有し、施行者に収用権は付与されない。一方で、工業団地造成事業は、都市計画事業として事業を行うことで収用権が付与されるものであり、同じ市街地開発事業であるものの、認可後の地権者の財産権に与える影響が異なるなど、両事業は大きく性格が異なる。

そのため、収用権が付与される工業団地造成事業においては、事業計画の僅かな変更であっても、改めて都市計画事業の変更に係る認可を要するものである。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

1. 都市計画について

「公共施設の配置及び規模」について、必ずしも個別路線毎に幅員や位置について詳細に記載するものではなく、都市計画決定権者において柔軟な運用を行っていることは承知している。

「宅地の利用計画」について、面積や比率等を記載することとされており、一定の幅をもって記載することが可能との回答であるが、法令に規定はないものの、「改訂 新都市計画の手續(平成 13 年 6 月財団法人都市計画協会)」に「面積」は、小数点以下第 1 位まで記載する」と記載があるため、0.1ha 単位で記載しているところであり、一定の幅とは 0.1ha 以下であると考えている。このため、道路幅員の変更や区画道路の廃止などで、0.1ha を超えてしまうと都市計画の変更が生じてしまい、変更手続きに時間を要し、事業用地の分譲開始の遅延や、

進出を希望している企業の立地機会を逸する等の支障が生じている。

このような支障を解決するため、「一定の幅」としてどのような記載が許容されるのか明確に示すとともに、工場用地面積について、ある割合の変動(±20%程度)までは変更手続を不要としていただきたい。

2. 事業計画の変更について

事業計画の変更が生じるのは、用地買収後に引き合い企業からの要望等によるものが多いため、事業計画の変更に関して、「事業目的や施行地区に変更がなく、道路、公園、排水等の必要な機能が確保されており、区画道路等の位置・形状の僅かな変更である場合」、用地買収した区域については、地権者の財産権に及ぼす影響は非常に少ないものと考えられる。そのため、事業計画の変更に係る国土交通大臣の認可を不要としていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

宅地の利用計画については、一定の幅をもって記載することによる柔軟な対応が可能なことについては理解したが、「一定の幅」としての許容範囲を明示すること。

また、事業計画の変更について、目的や施行地区に変更がなく、地権者の財産権に及ぼす影響が少ない場合は、国土交通大臣の認可を不要とするなど、提案団体の提案を考慮した検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

「宅地の利用計画」について、一定の幅をもって記載することが可能とのことだが、具体的にはどのような記載が可能なのか。提案団体の支障を解決できるよう可能な限り広範に認めていただきたい。また、地方が判断に迷うことのないよう認められる範囲や具体的な記載方法を明確に示していただきたい。

工業団地造成事業は事業者が収用権が付与されるものであって土地区画整理事業とは性格が異なるとのことだが、提案は「事業目的や施行地区に変更がなく、道路、公園、排水等の必要な機能が確保されており、区画道路等の位置・形状の僅かな変更である場合」に限って大臣認可を不要とすることを求めるものであり、収用適格事業の正当性及び住民の信頼に影響のない範囲の変更といえ、国土交通大臣認可の手続は不要ではないか。提案団体の支障に寄り添った手続の簡素化を図っていただきたい。

各府省からの第2次回答

1. 都市計画について

今般の工業団地造成事業に関する都市計画において定めることとしている「宅地の利用計画」について、面積を小数点以下第1位までの記載として一般的に運用されていることは承知しているが、第1次回答のとおり、「公共施設の配置及び規模」と同様に、一定の幅をもって記載することを可能としているものと考えられる。このため、都市計画決定の内容の範囲内において柔軟な対応をすることが可能と考えられる。

「宅地の利用計画」の面積の一定の幅をもった記載については国として考え方を整理し、「宅地の利用計画」の面積について必要に応じて一定の幅を持った記載が可能である旨と併せて、都市計画決定権者が集まる機会での周知等によって対応してまいりたい。

2. 事業計画の変更について

都市計画事業においては、その認可基準の一つとして、都市計画法第61条第1項第1号において「事業の内容が都市計画に適合し、かつ、事業施行期間が適切であること」を定めており、事業の施行に際して、都市計画と適合しているかを確認することを求めている。

また、都市計画事業の事業計画を変更する場合は、施行区域の変更を伴わない場合であっても、都市計画事

業が施行者に収用権を付与する性質を有することに鑑みて、定められた都市計画との適合を改めて確認する必要がある。

このため、換地の手法を用いて事業地内に関係者の権利が原則残ったまま事業が行われる土地区画整理事業等を除き、一般的な都市計画事業については、軽易な変更の対象を「都市計画施設の整備に関する事業の設計の概要の変更で、他の都市計画施設の整備に関する事業の認可若しくは承認又はその変更に伴うもの」に限定し、それ以外の変更については、認可にかからしめることとしているところである。

提案者は具体的な支障事例として、これらの手続に時間を要し、事業用地の分譲開始の遅延や、引き合いのある企業の立地機会を逸する等の支障が生じる旨を述べている。これらの支障に対しては、事業の実施と並行して手続を実施できるケースがあることや、早期に国に相談いただくことで、事業スケジュールに支障が出ないような形で対応できるケースがあることについて、事業者となる地方公共団体が集まる機会での周知等によって対応してまいりたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(18) 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭33法98)、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭39法145)及び都市計画法(昭43法100)

(i) 工業団地造成事業に関する都市計画において定める「宅地の利用計画」(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(以下「首都圏近郊整備法」という。)5条1項、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(以下「近畿圏近郊整備法」という。)7条1項)については、一定の幅をもった記載が可能であることについて考え方を整理し、地方公共団体に令和5年中に周知する。

(ii) 工業団地造成事業の認可の申請書に記載する事業計画の変更(都市計画法63条)については、国土交通大臣の認可を受けるに当たって事業のスケジュールに支障を来さないために可能な手法を整理し、地方公共団体に令和5年中に周知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

221

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

工業団地造成事業による造成工場敷地の譲受人の資格要件の緩和

提案団体

群馬県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律により、造成工場敷地の譲受人の資格要件の一つとして「自ら製造工場等を経営しようとする者であること」が規定されているが、対象業種を「製造工場等」と限定していること及び「自ら」経営しようとする者に限定していることの緩和を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

造成工場敷地の譲受人の資格要件の一つとして、「自ら製造工場等を経営しようとする者であること」が規定されている。「製造工場等」とは、製造業(物品の加工修理業を含む。)又は電気供給業若しくはガス供給業に必要な工場及びその附属施設をいうこととされている。

また、当県が国土交通省に問い合わせたところ、工業団地造成事業により造成された工業団地には少なくとも1区画は製造業又は電気供給業若しくはガス供給業に必要な工場(以下「製造工場」という。)が立地する必要がある、全区画を附属施設に分譲することは認められない旨、附属施設とは工業団地内に立地する製造工場との一般的な取引を行う可能性がある施設である旨の回答を得ている。

【生じている支障】

上記のとおり資格要件が設定されているため、県の政策や企業ニーズに応じた企業誘致を十分に行うことができない。

具体的には、物流・流通業、倉庫業、情報通信業、物品賃貸業等様々な業種の企業から、製造工場以外の用途での分譲を求める要望が寄せられているが、その場合、工業団地内に立地する他の製造工場との一般的な取引を行う可能性がある附属施設である必要があると同時に、全区画を附属施設に分譲することはできないため、こうした要件を満たすことができず、断らざるを得なかったケースが複数ある。

また、当県において、データセンターの企業誘致に積極的に取り組んでいるところ、データセンター事業者はリース会社が建設した施設を賃借し、自らは資産を保有することなくデータセンターの運営のみを行う経営方式を採用することが多い。一方、造成工場敷地の譲受人は「自ら」製造工場等を経営しようとする者に限定されており、「工業団地造成事業による造成工場敷地の処分について」(平成16年3月18日国都大第71号国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課長通知)では、「製造工場事業者との実質的な一体性が確保されていないリース会社への造成工場敷地処分については、必ずしも製造工場の建設が担保されていないことから認められない」とされている。このため、当該工場敷地の分譲を念頭に置いたデータセンターの企業誘致に支障が生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

造成工場敷地の譲受人の資格要件の緩和により、造成工場敷地を多様な業種及び操業形態の企業へ分譲することが可能となり、県の政策や企業ニーズに応じた企業誘致が可能となる。

根拠法令等

首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第2条第4項及び第22条第1号、工業団地造成事業による造成工場敷地の処分について(平成16年3月18日国都大第71号国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市、前橋市、館林市

○今後の工業用地の確保に向けて、地域の実状にあった柔軟な企業誘致が求められるところであることから、当該資格要件の緩和は当市においても必要になると考えられる。

各府省からの第1次回答

本制度は、首都圏または近畿圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、近郊整備地帯及び都市開発区域を工業都市等として発展させることを目的としたものである。

このため、工業団地造成事業を都市計画事業として施行できるものとし、特例を講じる一方で、造成工場敷地の譲受人の要件として「自ら製造工場等を経営しようとする者」を位置づけ、工業都市の形成促進を図っているものである。更にこの法律では、「製造工場等」とは製造業(物品の加工修理業を含む。)又は電気供給業若しくはガス供給業に必要な工場及びその附属施設と定義されている。

なお、「工業団地造成事業による造成工場敷地の処分について」(平成16年3月18日国都大第71号国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課長通知)において記載される製造工場等の付随業務に、データセンターが該当すると判断される場合であれば、現行制度上においても整備は可能と考えており、第三者が自ら経営者として付随業務を行おうとする者であれば、自ら製造工場等を経営しようとする者に該当する。

また、製造工場等の事業者との一体性が認められる場合であれば、現行制度上においてもリース会社への処分は可能と考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

産業構造や立地形態が法制定当時から変化する中、譲受人の資格要件を「製造工場等」及び「自ら」経営する者に限定するのは、時代の流れに合っておらず、下記の3点について、見直しを行っていただくよう要望する。

・全区画を附属施設に分譲することは認められないとの見解であるが、現在は附属施設からの分譲ニーズも大きく、附属施設そのものが地域経済の柱となっている場合もあり、製造業の立地を前提とする意義がなくなっている。さらに、地域政策的に「データセンター団地」のような附属施設に特化した拠点の設置も考えられることから、全区画を附属施設に分譲できるようにしていただきたい。

・附属施設への分譲は、団地内の製造工場との取引を行う可能性がある場合に限られるとの見解であるが、優良企業であっても要件に該当せず、分譲を断るケースがある。そもそも、分譲企業が未定である募集段階で取引予定を確認することは不可能であり、企業からも分かりづらいとの声がある。さらに、結果として取引に至らなくても構わない旨の見解も示しているのであれば、団地内の製造工場との取引に固執する必要はなく、本運用を廃止していただきたい。

・リース会社の営業力で優良企業が賃借するケースも多く、リース会社への分譲は地域経済に必要な立地形態となっている。一方、リース会社への分譲条件として挙げている「製造工場等との一体性」の内容が具体的でなく解釈に苦慮している。両者の間には明確な資本関係や支配関係を有しない場合が多いため、継続的に関与し合う関係の構築を可能とする、用途の限定など一定の要件を定めた賃貸借契約の締結により「一体性」を認めたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

生じている支障事例は全区画を附属施設に分譲しようとしている事例や、リース会社から施設を賃借するデータセンターの事例であり、これらの事例が現実的に解決するような回答を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

産業構造の変化により、製造業だけでなく、物流・流通業、倉庫業等、多様な産業が地域経済を支えている現代において、譲受人の資格要件を「製造工場等」すなわち、「製造業（物品の加工修理業を含む。）又は電気供給業若しくはガス供給業に必要な工場及びその附属施設」に限定しているのはなぜか。現行規定の譲受人の資格要件は、現代における産業構造に即していないのではないか。譲受人の資格要件を緩和したほうが、現代の産業構造や企業ニーズに沿った造成敷地の分譲が可能となり、法の趣旨にもかなうのではないか。法律制定時からかなり時間が経過しており、現代の産業構造や企業ニーズに合っていない制度と法律が残っている状況だと思われるため、制度、法律を現代化して活用できるような道を検討いただきたい。「製造工場等の事業者との一体性が認められる場合」でなければリース会社への処分は認められないとのことだが、緩和すべきでないか。

各府省からの第2次回答

本制度は、首都圏または近畿圏の既成市街地等における産業及び人口の過度な集中を抑制するとともに、近郊整備地帯等及び都市開発区域を工業都市等として整備し、圏域の秩序ある発展を図ることを目的として、首都圏・近畿圏に限定して設けられた特例的な制度である。

本制度創設当時、首都圏・近畿圏の既成市街地等において特に製造業等の集中を抑制し、その受け皿として都市開発区域等に工業団地を整備し、製造業等の立地を誘導することが急務であったことから、工業団地造成事業を都市計画事業として位置づけ、収用権を付与するなどの特例を講じる一方で、本事業の根拠となっている公益性を担保するために、造成工場敷地の譲受人の要件として「自ら製造工場等を経営しようとする者」を規定しているものである。

新たな業種を対象として、同様に収用権が付与される都市計画事業を立法するためには、制度創設当時から産業構造が変化していることや、当該業種の立地を誘導する政策的必然性があることを示すのみでは不十分であり、正当な対価による任意買収が成立せず、収用権を付与しなければ当該事業の用地取得が円滑に進まない事態が発生しているなど、私権の制限を正当化するような公益性が具体的に示される必要があると考えている。

リース会社への処分については、公益性の担保の観点から慎重な検討が必要であるが、緩和のあり方について引き続き検討を行う。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(18)首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭33法98)、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭39法145)及び都市計画法(昭43法100)

(iii)造成工場敷地の譲受人の資格(首都圏近郊整備法22条及び近畿圏近郊整備法31条)については、令和4年度中に地方公共団体の実態を調査した上で、その緩和について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

222

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

国土利用計画法に定める土地利用審査会の必置規定の見直し

提案団体

群馬県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

国土利用計画法に定める土地利用審査会につき、常設の必置ではなく、地価の急激な上昇時に各都道府県がその地価の状況や土地利用の実状に鑑みて法に基づく審査会の事務が発生すると見込まれる際に設置すれば足りることとするなど、各都道府県の任意設置とする。

具体的な支障事例

【現行制度について】

国土利用計画法第39条により、都道府県は、土地利用審査会を置き、その委員は都道府県議会の同意を得て任命することになっている。土地利用審査会は、土地利用目的に対する勧告、規制区域指定の事後確認、監視区域・注視区域の指定、解除への意見陳述等を業務としている。

【支障事例】

現状において地価が急激に上昇する恐れがないため、当県においては、平成6年以来、規制区域や注視区域、監視区域の指定がない状況である。また、平成10年に土地取引について契約の締結後に届出を行う事後届出制となって以来、土地利用基本計画に適合せず周辺地域の合理的な土地利用を図るために著しい支障がある時に行う勧告案件も生じていない。さらに、現状の土地利用審査会の開催頻度は、3年に1回、土地利用審査会委員の任期が満了する際の委員選任に合わせ開催しているのみであり、土地利用審査会の活動実態が全くない状況である。そのような状況下で、土地利用審査会の設置が法律上で義務付けられており、制度が形骸化しているといえる。

現在の日本経済の状況を考えると、土地利用審査会の審議が必要となる「地価が急激に上昇する局面」はほとんど発生する余地はないと考えられる。仮に地価が急激に上昇する傾向が予測される場合が生じたとしても、このような事態は突発的に発生するものではなく、予測が可能と考えられることから、地価が急激に上昇する傾向が予測された段階で土地利用審査会を設置すれば対応が可能である。

以上より、土地利用審査会は、常設の必置ではなく、地価の急激な上昇時に各都道府県がその地価の状況や土地利用の実状に鑑みて法に基づく審査会の事務が発生すると見込まれる際に設置すれば足りることとするなど、各都道府県の任意設置に改めるべきである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地価が急激に上昇すると予測される際に土地利用審査会を設置するなど、地方の状況に応じ土地利用審査会を設置することを都道府県が判断できるようになれば、設置の必要がないときには委員の任命や審査会の運営に係る事務手続が不要となり、行政の効率化が図られる。

根拠法令等

国土利用計画法第 39 条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、京都市、兵庫県、岡山県、宮崎県

○本案件については、委員選任の事務コストが支障として挙げられる。地価の急激な上昇に備え、機動的な対応のために、土地利用審査会の設置も一定の意義があると考えますが、近年の土地利用の債権化（金融商品化）もあり、付議内容の再考も必要だと考える。

各府省からの第1次回答

土地利用審査会は、適正かつ合理的な土地利用を図るための土地取引事後届出制度において、取引後の土地の利用目的に対する都道府県知事の勧告に対して意見を述べることや、地価の急激な高騰を防ぐための土地取引規制制度において、対象となる区域の設定が相当であることを確認すること等の役割を担う機関である。これらの制度は、総合的かつ計画的な国土の利用を図るために必要なものである一方、住民生活や事業実施に深く関わる土地取引を直接規制するという点で国民の財産権を制約するものであるため、これらの制度の適正な運用のためには、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる第三者機関の関与が必要不可欠である。

特に、土地取引事後届出制度については、不適切な土地利用がなされようとしている場合にはできるだけ速やかに利用目的の変更を勧告することが必要であり、また、行政側の判断が早期に示されることは土地利用しようとする届出者の立場からも必要であるため、届出から最長でも6週間以内に限り勧告が可能とされており、第三者機関は常設されていることが必要である。

このため、土地利用審査会は、必置であることが求められると考えている。

また、地方公共団体の業務の効率化の観点からは、土地利用審査会の委員の任期を、「審査事務等の継続性の確保等を考慮し、適切な任期とするべき」旨を周知しており、都道府県の判断により長期間の任期とすることが可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

土地利用審査会は、国土利用計画法の規定により、都道府県に設置されている附属機関であり、全国に一般的に適用される土地取引の規制の一つである事後届出制における届出に対して、土地利用の目的が土地利用基本計画に適合しないことを知事が勧告する場合に、知事に対して意見を述べることや、地価の急激な上昇時に設定される規制区域等の区域の指定を知事が行う際に、指定のあり方について意見を述べるなど、広範な権限が認められている。

しかし、現状において、地価が急激に上昇するような局面が生じる可能性が低いことから、当県においては、平成6年以来、土地取引規制を行う監視区域等の設定がなされたことはなく、審査会が意見を述べる機会がない。

土地取引に係る事後届出制に移行して以来、当県では、土地利用基本計画に適合しないような不適正な取引に対する勧告事案も発生していない。近年、全国的にみても勧告事案は発生しておらず、審査会の機能が十分に発揮されているとはいえない。そもそも、勧告に至る前に、農業振興地域の整備に関する法律（農振除外）など各個別基本法において、諸計画に照らして適正な対応が取られていることから、国土利用計画法サイドから不適正な利用目的に対して勧告にまで至るといった事案はない。

以上のことから、審査会は、常設の必置機関ではなく、地価上昇の局面や土地利用の実状に応じて、都道府県が総合的に設置の可否を判断する「任意設置」とするべきである。ただし、委員の任命にあたっては、国民の財産権の制約に大きな制約を与える審査会であることを踏まえ、議会同意が必要とする制度は尊重したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

地方の実情を踏まえ、各都道府県の任意設置とすべく検討を求める。

各府省からの第2次回答

第1次回答のとおり、国土利用計画法の土地取引規制制度は、住民生活や事業実施に深く関わる土地取引を直接規制するという点で国民の財産権を制約するものであるため、これらの制度の適正な運用のためには、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる第三者機関の関与が必要不可欠である。

特に、土地取引事後届出制度については、不適切な土地利用がなされようとしている場合にはできるだけ速やかに利用目的の変更を勧告することが必要であり、また、行政側の判断が早期に示されることは土地利用しようとする届出者の立場からも必要であるため、届出から最長でも6週間以内に限り勧告が可能とされている。都道府県知事に土地取引の届出がなされた後に、都道府県議会の同意を得た上で土地利用審査会の委員の任命を行い、審査会において勧告の必要性を検討し、当該届出から6週間以内に勧告を行うことは、事実上極めて困難であると考えられる。

このため、任意設置とすることにより法の目的が事実上達成されないこととなりかねないため、土地利用審査会は常設されていることが必要であると考えている。

なお、土地利用審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることとされている。地方公共団体の業務の効率化の観点から、都道府県の裁量で、委員の任期を長期間とすること、類似の審議会等と統合した運用を行うこと、書面やオンラインによる開催とすることも可能であることを通知することとしたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(23)国土利用計画法(昭49法92)

(iii)土地利用審査会(39条)の運営については、類似の審議会等との統合、書面やオンラインによる開催など、地域の実情に応じた対応が可能である旨を、土地利用審査会の運営を効率化している取組事例と併せて、地方公共団体に令和4年度中に通知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

236

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

社会資本整備総合交付金システムにおける実施計画及び交付申請手続き等の更なる改善

提案団体

秋田県、岩手県、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、仙北市、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、美郷町、羽後町、東成瀬村、川越市、八王子市、新潟県、高知県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

社会資本整備総合交付金システムについては、昨年の地方分権提案により、一部重複する申請手続きが解消されたところであるが、未だ各申請手続に当たっては支障が多く、マニュアルも不十分であるため、早急に地方公共団体の意見を反映した手続の改善を図るとともに、システムの間合わせへの即応対応を可能とする電話等での受付体制を構築すること。

具体的な支障事例

支障事例は数多くあり、全ての事項についての記載は困難であるが、次のような支障事例が存在する。

1. 予算要望手続において、前年度及び前々年度の予算配分額等を入力するが、前年度等の交付申請や完了実績、昨年度の同手続が承認済みであるため、これらの数値等データはシステム内で蓄積されているにもかかわらず、自動反映されないため、再度入力が必要となっており、誤りを誘発する仕様となっている。このような支障事例は、いずれの申請手続においても同様であり、特に早急な改修が必要と考える。
2. 都道府県は市町村からの申請及び問い合わせに応じなければならないが、システムについて説明や研修等を受けておらず手探りで応答しており、事務量が過大となっている。「よくある質問」は、各団体からの問い合わせ及び回答をエクセルファイルで掲載しているのみで、解決に繋がらないケースが多い。また、電話等即時に対応可能な国への問合せ手段がないため、国からの回答があるまでの数日間は事務が停滞する。
3. 作業する入力画面が水平方向に長く右にスクロールし入力するが、左端に表示される要素事業名が固定されていないため、入力中画面から表示されなくなり、都度スクロールし戻り確認しながらの入力を余儀なくされている。
4. 各申請において同一の数値を入力する事項につき、一度入力した数値が引き継がれず、各欄に複数回の入力が必要であり、入力誤りが生じやすい。特に実施計画と交付申請手続の国費額欄においては、国費額欄3箇所全てが同じ数値となるのにもかかわらず、各欄へ入力を求められる。
5. 実施計画及び交付申請に先立ち、団体別内訳表についての手続を実施しなければならないが、とりまとめる団体である都道府県が手続をしないと、同整備計画内の市町村は、実施計画等手続を開始することが出来ず、早期の申請手続に支障を来している。各団体において申請額等を当然把握しており、当該団体別内訳表作成手続の廃止が望ましい。
6. システムで表示されている入力欄等の項目は非常に多いが、入力必須欄や任意入力欄等の違いが明確ではなく、マニュアルなどを逐一確認しながらの作業となっているため、作業効率が悪く、誤りを誘発する仕様となっている。
7. 完了予定年月日欄がカレンダーからの選択入力方式となっており、別の要素事業の欄へのコピーアンドペーストが出来ないため、操作性が非常に悪い。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

社会資本整備総合交付金システムを実際に利用している地方公共団体の意見を反映したシステムの改善を行い、問い合わせへの即対応が可能となることで、事務の効率化・円滑化が図られるとともに、誤り等が生じにくくなる。
また、これにより、地方公共団体だけではなく、申請書等を受理し、内容を確認する各地方整備局の作業負担軽減も図ることができる。

根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱、システム名称「社会資本整備総合交付金システム(SCMS)」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

帯広市、いわき市、茨城県、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、川崎市、東京都、江東区、小平市、小田原市、山梨県、松本市、岐阜市、豊橋市、京都府、京都市、寝屋川市、広島市、芦屋町、大村市、熊本市、八代市、大分県、延岡市

○1. 予算要望手続において、昨年度の同手続が承認済みであるため、これらの数値等データはシステム内で蓄積されているにもかかわらず、自動反映されない。2. システム上の入力制限が都道府県と市町村で異なるようで、県に対し確認や説明を要し業務が進まない。3. 作業する入力画面が、入力中画面から表示されなくなり、都度スクロールし戻り確認しながらの入力を余儀なくされている。4. 各申請において同一の数値を入力する事項につき、各欄に複数回の入力が必要で誤りやすい点がある。5. 実施計画及び交付申請に先立ち、団体別内訳表についての手続を実施しなければならないが、とりまとめる団体である都道府県が手続をしないと、同整備計画内の市町村は、実施計画等手続を開始することが出来ず、早期の申請手続に支障を来している。6. システムの、入力必須欄や任意入力欄等の違いが明確ではなく、マニュアルなどを逐一確認しながらの作業となっているため、作業効率が悪い。7. 完了予定年月日欄がカレンダーからの選択入力方式となっており、操作性が非常に悪い。

○システム入力をするにあたり、システム上にあるマニュアルを参照して作業を進めている。マニュアルには解釈・手順が不明(省略されている等)な箇所があるため、マニュアルの手順を理解する時間と入力作業に係る時間とで大幅な時間を割く必要がある。担当者が変わった場合等、システムでの入力作業に不慣れな職員でも手順が理解しやすい、見やすいマニュアルへの改正を求める。

○システムにおいて、以前入力したデータが反映されず、何度も同じ内容を入力する必要があり、効率が悪い。また、操作性が悪いと思う部分がある。

完了実績報告手続において、過年度提出済みのデータが自動反映されないため、提出年度に改めて報告済みの内容も手入力しなければならないとなっている。

具体的には、事業箇所別の入力画面において、前年度までに提出している終了実績報告の執行済額・繰越額のデータを再度入力しなければならないとなっている。また、「交付対象事業費」欄において、システム内にて提出済みの整備計画のデータが反映されず、手入力をしている。「執行业業費」欄においても、過年度提出済みの完了実績報告等の金額を引用し反映させることができない。

○作業する入力画面が水平方向に長く右にスクロールし入力するが、左端に表示される要素事業名が固定されていないため、入力中画面から表示されなくなり、都度スクロールし戻り確認しながらの入力を余儀なくされている。各申請において同一の数値を入力する事項につき、一度入力した数値が引き継がれず、各欄に複数回の入力が必要であり、入力誤りが生じやすい。システムで表示されている入力欄等の項目は非常に多いが、入力必須欄や任意入力欄等の違いが明確ではなく、マニュアルなどを逐一確認しながらの作業となっているため、作業効率が悪く、誤りを誘発する仕様となっている。

○登録後に修正が発生した場合、調書を再度入力する必要があるため、修正時の作業軽減を検討してほしい。

○実務上不具合が生じた場合はマニュアルをまずは確認しますが、難解かつ不十分であり、対応に大変苦慮している。

○具体的な支障事例の2について、当県でも早着分申請時にエクセルにて問合せを行い、回答までに数日を要した。その結果本来予定していたスケジュールから大幅に遅れ、事業課及び市町村の負担をかける結果となった。システムについての研修や説明会がなく、マニュアルも不十分である。

各府省からの第1次回答

ご指摘の支障事例について、引き続き、作業の負担軽減につながるよう、地方公共団体の意見を踏まえ、システムの改善等に努めて参ります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案では支障事例を可能な限り詳細にお示したところであるが、第1次回答では各支障事例に対し、具体的な改善策や期限が示されていないため、提案している支障事例等が速やかに解消されるよう、各支障事例別にいつまでにどのように改善するのか、具体的かつ計画性のある回答をいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

社会資本整備総合交付金システムの操作性の改善については、ご提案頂いた以外にも多数の改修要望があることから、それらをすべて考慮した上で改修による影響等を踏まえつつ、来年度以降検討してまいりたい。電話等の問い合わせ先の設置については、問い合わせ内容に正確に回答する観点から、対応が困難だが、マニュアルの記載内容の改善や問い合わせ一覧の提供は随時実施してまいりたい。実施に関する計画、交付申請についての国費欄の自動入力については、当該国費欄に異なる数値が入力される可能性があることから、対応は困難である。団体別内訳表については、各地方公共団体等の内訳金額を把握するために必要な手続であり廃止することは困難である。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(34)社会資本整備総合交付金

社会資本整備総合交付金の申請等については、申請等に係る入力事務を効率化するため、令和4年度中に社会資本整備総合交付金システムを改修し、操作性等を改善する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

237

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

市町村長が空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき電気、ガス等の供給事業者の保有する契約情報の提供を受けることが可能であることの明確化及び税情報等の開示範囲の拡大

提案団体

川崎市、札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、名古屋市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

制度の所管・関係府省

総務省、経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

市町村長は、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができるとされているが、電気、ガス等の供給事業者が保有する契約情報の提供を受けることが可能であることを、通知等により明確化することを求める。あわせて、課税保留や差押え情報が取得できるよう、税情報等の開示範囲の拡大を求める。

具体的な支障事例

「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)において、空家の所有者等の特定に当たり想定される調査方法として、水道・電気・ガスの供給事業者の保有情報や郵便転送情報の確認調査などが挙げられており、民間事業者の保有する契約情報について、空家対策の取組のために取得可能と捉えることができる表現となっている。

しかしながら、本市において本ガイドラインをガス事業者に対し示したうえで使用者情報を開示することが可能か確認したところ、ガス事業法において許容される目的外提供に当たらないことから開示について難色を示された事例がある。実際は各事業法において契約情報の目的外提供が禁止されているため、市町村長による空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく情報提供の求めを受けて契約情報を提供する場合には各事業法における契約情報の目的外提供の禁止規定に反することにはならない旨が明確になっていなければ、事業者は契約情報を市町村に提供してよいか判断ができないものと考えられる。

電気、ガス等の供給事業者が保有する契約情報について、その提供が可能であることを、通知等により明確化することを求める。

次に、現行においては、課税台帳による取得可能な情報として空家所有者の氏名、住所、電話番号が開示されており、空家所有者の把握については有効であるが、空家等への対応を効果的、効率的に進めるためには、課税保留や差押え情報等個別の空家の詳細な情報を把握する必要があると考える。課税保留の状況が把握できれば、所有者調査に時間をかけることなく、初期段階から所有者不明空家として相続人調査に着手し、相続財産管理人制度の活用に向け必要な費用について予算措置ができ、迅速に対応が進められる。また、差押え情報が把握できれば、空家特措法による措置を一時見合わせるなど、個別の対応を迅速に判断できることから、あわせて幅広く税情報等の開示範囲の拡大も求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

電気、ガス等の供給事業者が保有する契約情報を活用することで空家等の所有者を迅速に把握できる。また、税情報等を活用することで、空家等の所有者に対して効果的、効率的な対応を進めることが可能となる。

根拠法令等

空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条、ガス事業法第 54 条、電気事業法第 23 条、地方公務員法第 34 条、地方税法第 22 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

深川市、いわき市、ひたちなか市、千葉市、松本市、浜松市、豊田市、京都市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、山陽小野田市、久留米市、大分県

○当市は水道情報を基本に対応しているのですが、電気・ガス供給事業者への照会は行ったことはないが、一部の空き家においては水道の未加入があるので、そのような場合に電気・ガスの契約情報が得られることは有益であると思われる。また、相続人不存在により課税保留となっている情報が活用できることは、提案のとおり財産管理制度の適用を早い段階で検討できるなど、空き家対策にとって非常に効果的と考える。（可能であれば、税部門が相続人不存在を把握した時点で、空き家対策部門にその旨の情報提供がなされる仕組みが必要と考える。）

○当市では、特定空家の所有者の所在が不明であることから不在者財産管理人選任申立てを行ったが、財産目録の作成にあたり負債を把握するため電力会社に使用料の未納の有無を照会したが教えてもらえず、また、税務局に市税の滞納情報の提供を求めたが地方税法第 22 条の守秘義務により教えてもらえなかった。通常の空家対策においても固定資産税額等の情報提供を受けることができないが、納税額や滞納情報などの経済状況を把握したうえで改善の働きかけを行うことができれば所有者の実情にあわせて効果的なアプローチが可能になる。税情報の提供の考え方は、平成 27 年 2 月 26 日付け総税固第 15 号「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について」において、地方税法第 22 条の守秘義務に抵触しないものとして、空家等の所有者等の氏名、名称、住所、電話番号に限定して明記されていることに起因するが、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行のために必要な限度の情報は上記のみではないため、守秘義務の解除について柔軟な対応を求める。

○住民票上は空家の住所のまま、所有者等の所在不明である状態が時々ある。電気、ガスなど行政では分からない情報も駆使して、所有者の所在が分かれば、解決困難な空き家への対策の一助になると考える。

○当市においても、民法の財産管理人制度を活用して管理不良空家等の措置を進めた事例があるが、管理人の申立を行うかどうかを判断する際に、空家等の老朽化の状況だけでなく、申立て費用や予納金が回収できるかどうかについても、大きな判断材料となっている。当該空家所有者の市税の滞納状況や財産差押等の債務に関する情報があれば、必要費用の回収の見込みが立てられるので、財産管理人申立制度を利用しやすくなると考える。

各府省からの第 1 次回答

【総務省、経済産業省、国土交通省】

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）第 10 条第 3 項において、「市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。」とされており、提案にある電気、ガス等の供給事業者が保有する情報についても、同項を根拠として提供を求めることができる。

その上で、電気やガス等の供給事業者が保有する情報については、各法を所管している省庁間で協議の上、空家法第 10 条第 3 項に基づき、情報提供を求めることができる情報として位置づけられていることについて各事業者への通知等について必要な対応を検討したい。

【総務省、国土交通省】

次に提案後段の税情報の開示範囲の拡大についてであるが、固定資産税の課税関係情報については地方税法第 22 条の守秘義務の対象となり、原則として外部に提供できないところ、他の行政機関から法令の規定に基づき情報の提供の求めがあった場合には、その重要性や緊急性、代替手段の有無、全体的な法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較衡量を行った上で、必要な範囲内で行う情報提供については守秘義務に抵触しないと解されている。

このため、空家法において「市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。」（空家法第 10 条第 1 項）と規定し、情報提供の求めに関する規定を設けた上で、「固定資産税の課税のために利用

する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について」(平成 27 年 2 月 26 日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課長・総務省自治行政局地域振興室長通知)を発出し、地方税法第 22 条の守秘義務に抵触することなく、空家法の施行のために必要な限度において、空家等施策担当部局が法に基づく措置を講ずる目的のために、内部で利用することが可能な情報その範囲を明確化しているところである。
他の法令により固定資産税の課税情報を利用できる場合においても、内部利用できる情報は所有者の氏名等に限定されているものであり、提案にある課税保留情報や差押え情報については、空家等の所有者等の氏名、住所、電話番号のような「空家法の施行のために必要な限度」の情報とはいえないことから、内部利用の対象とすることは困難である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

空家等の所有者を迅速に把握し、空家対策を効果的・効率的に推進していくためにも電気やガス等の供給事業者が保有する情報を活用することは重要だと考えている。そのため、各事業者への通知の発出時期等を具体的に御教示いただきたい。
また、税情報の開示範囲の拡大に関して、空家特措法の目的を達成するために、空家対策を推進していくには、空家に関して効果的・効率的により多くの詳細な情報を正確に把握する必要がある。課税保留がされている空家については、所有者が不明または不存在であることが概ね特定できることから、課税保留に関する情報が把握できれば、指導等に至るまでの時間の浪費を解消できるメリットに加え、空家特措法の手続きによらず、財産管理人制度の活用など、より合理的な手続きを早い段階で判断できるため、把握すべき重要な情報の一つで「空家特措法の施行のために必要な限度」の情報といえると思う。
課税保留に関する情報を把握するための代替手段はないと考える。また、迅速な空家の課題解決を図ることで、防災、衛生、景観面等の地域住民の生活環境が向上し、地域住民の生命、身体又は財産を保護することができる。地方税法上の空家所有者の保護と空家特措法上の地域住民の生命、身体又は財産の保護を比較衡量しても、課税保留の情報については、公益上有益で必要な範囲内で行う情報提供であると考えられるため、その必要性を総合的に勘案し検討いただきたい。
なお、差押えの情報については、登記簿謄本の取得によることも可能であると考えられるため、当市において、より効率的な情報の把握について、引き続き検討してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【茨木市】

税情報の開示範囲の拡大に関して、課税保留情報や差押え情報など空家等の所有者等の氏名、住所、電話番号以外の情報は空家法の施行のために必要な限度の情報とは言えず、内部利用の対象とすることは困難との回答であったが、空家対策を担う市町村の実務においては上記のみの情報では不十分であり、空家対策を行う上での阻害要因となっている。例えば、財産管理人制度を活用する場合や、通知しても連絡がない管理不全の空家所有者に対する更なる働きかけの際は、納税額や滞納情報などの情報が得られれば、より効果的な対策が可能となる。平成 27 年に空家法が施行されて 5 年以上が経過しており、現状を踏まえた運用の見直しを行う時期にあるのではないかと。今後ますます空家の増加が予想されることに鑑みて、実効性の高い空家対策を行う観点から、空家法の施行のために必要な限度の情報について見直すとともに、あわせて地方税法第 22 条の守秘義務の解除を柔軟に行うことが必要であると考えている。

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第 2 次回答

電気やガス等の供給事業者が保有する情報については、空家法第 10 条第 3 項に基づき、情報提供を求めることができる情報として位置づけられていることについて、関係府省間で協議の上、令和 4 年度内を目途に各事業者への通知を行うこととしたい。
税情報の開示範囲の拡大に関して、提案団体からは課税保留情報の代替的手段はないと見解を示されており、確かに「課税保留情報は課税情報以外から取得することはできない」と考えるが、一方で本来代替手段の有無という論点においては、課税保留情報から得ようとしている効果である「所有者が不明または不存在であることが概ね特定できる」ことについて、「課税保留情報が代替的手段のない情報であるか」が検討されるべき点であると考えている。

この点については、既に空家法において利用可能とされている戸籍情報等の情報を調査することから得ることが可能であるものと考えられ、代替的手段については存在するものであること等を踏まえれば、課税保留情報については「空家特措法の施行のために必要な限度」の情報とはいえない。
このため、ご提案の税情報等の開示範囲の拡大については対応が困難であるとする。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【経済産業省(2)】【国土交通省(14)】
ガス事業法(昭29法51)、電気事業法(昭39法170)及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)
電気又はガスの供給事業者が保有する契約情報については、市町村長(特別区の長を含む。)が空家等対策の推進に関する特別措置法10条3項に基づき情報提供を求めることができる情報であることを明確化し、供給事業者及び市町村(特別区を含む。)に令和4年度中に通知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

239

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業の実施に必要なとされている豪雪地帯安全確保事業計画の作成を不要とする見直し

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業を実施するに当たり、道府県が主体となり、市町村等事業実施主体が行う事業を取りまとめて豪雪地帯安全確保事業計画を作成することとなっているが、当該計画の廃止を求める。特に、市町村のみが事業実施主体となる場合であってその経費を道府県が負担しないときの道府県による事業計画の作成を不要とすることを求める。

具体的な支障事例

豪雪地帯安全確保事業計画は、道府県又は市町村が豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業を実施するに当たり、道府県が主体となり、市町村等事業実施主体が行う事業を取りまとめて作成するよう実施要綱等で定められているところ、その作成が負担となっている。
特に、当該交付金を道府県が活用せず市町村のみが活用する場合であっても、道府県が市町村の計画・実績等を取りまとめて事業計画を作成・更新する必要がある。この場合、事業内容の単なる取りまとめであり、道府県の施策を反映したものではないにもかかわらず、道府県に事務負担が発生している。当県では、事業を実施する県下市町村との調整や資料作成等に一定程度時間を要しており、今後事業を実施する市町村が増加した場合に、より一層の事務負担が見込まれる。
また、事業計画には当該交付金事業の実施以外の活用目的もないため、事業計画の作成は不要と考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業計画策定・変更に係る地方公共団体職員の事務負担軽減が図られる。

根拠法令等

豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱第2条、第4条、第5条、第6条、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業交付要綱第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県

—

各府省からの第1次回答

国土交通省としては、各道府県において、管下の市町村に実施する施策等、道府県全体の取組状況を把握することが重要と考えていることから、豪雪地帯安全確保事業計画を道府県が主体となって作成することを求めているところ。引き続き事業計画の作成をお願いしたい。

なお、事業計画の承認に当たっては、道府県の過度な事務負担とならないよう、

- (1)実施する事業が、地域における死傷事故の減少に寄与するものであること
- (2)事業の実施に当たっては、地域住民の十分な協力が得られるものであること
- (3)計画の内容が、当該地域の死傷事故の防止に関し有効かつ効果的であること

のみを審査内容としているところ。また、事業計画の作成については随時ご相談もお受けしているところ。

国土交通省としても自治体の事務負担の軽減は重要と考えており、具体的に作業の事務負担となっている点等があれば、手続の見直しについて検討して参りたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当県としても、管下の市町村の取組状況を把握することは重要と考えているところであるが、管下の市町村の取組状況の把握は、道府県の判断により必要に応じて実施すれば足りることであり、国が事業計画の作成を義務付ける理由にはならない。また、本交付金に係る交付申請に当たって、市町村等各事業実施主体では、事業概要資料を作成しているところであり、道府県は、当該事業概要資料の情報提供があれば、事業計画を取りまとめ作成しなくとも、管下市町村の取組状況の把握が可能である。

さらに、国の審査項目である(1)実施する事業が、地域における死傷事故の減少に寄与するものであること、(2)事業の実施に当たっては、地域住民の十分な協力が得られるものであること、(3)計画の内容が当該地域の死傷事故の防止に関し有効かつ効果的であることは、いずれも事業概要資料のみで十分確認可能であるから、事業計画に記載する成果目標等は不要と考える。

なお、当県では、県下1村の事業計画の取りまとめ作成に当たり、国及び村との調整に約10時間、資料作成等に約10時間の事務負担が発生した。仮に、事業計画を引き続き作成することが必要であったとしても、各事業実施主体で作成することが、不要な調整による事務負担が生じず適当と考える。

こうした支障が解決するよう、事業計画の廃止を基本として、事務負担の軽減について検討を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法によらず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法に寄ることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねられるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

道府県内市町村の取組状況の把握は道府県の判断により必要に応じて実施すれば足りることであり、国が義務付ける理由にはならないのではないかと。

審査内容の(1)～(3)に対して事業計画の記載項目が必要以上に設定されているのではないかと。

各府省からの第2次回答

国土交通省としては、引き続き、各道府県において、管下の市町村が実施する施策等、道府県全体の取組状況

を把握いただきたいと考えている。

一方で、ご指摘のとおり、現状は、事業計画の承認に関する国の審査事項に関わる事項に加え、個別事業の内容等についても事業計画への記載を求めているところ。今般のご意見を踏まえて、個別の事業内容については市町村からの提出を求めるなど、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金における事業計画のあり方や内容の見直し等について検討を進めているところである。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(19)豪雪地帯対策特別措置法(昭37法73)

「豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱」(令3国土交通省)において、道府県が主体となり作成し国土交通省に提出することとされている豪雪地帯安全確保事業計画については、市町村が直接、国土交通省に提出することも可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

242

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証申請の手続について国土交通大臣への直接申請を可能とすること

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る国土調査法第19条第5項の認証申請の手続について、指定までの期間を短縮させるため、地方農政局長等及び事業所管大臣である農林水産大臣の経由を廃止し、都道府県知事から国土交通大臣に直接認証申請をすることが可能となるよう、制度の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る国土調査法第19条第5項に基づく認証申請の手続については、「国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取り扱い等について(昭和56年1月5日農林水産省農村振興局長通達)」により、都道府県知事は、確定測量の成果を、地方農政局長等を経由して農林水産大臣に送付することにより認証申請を行うこととなっている。

さらに、国土調査法第19条第7項に基づき、事業所管大臣である農林水産大臣は、都道府県知事から認証申請のあった確定測量の成果を国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定をする場合、事前に国土交通大臣の承認を得るものとされている。

また、平成30年より、国土調査法第19条第5項に基づく認証申請の手続を行う際は、同様の手続により事前申請を行うこととなっている。

【支障事例】

当県では、事前申請を終え、令和2年12月に農林水産大臣に送付した16件の本申請全てが、令和4年3月時点で指定を受けていないなど、農林水産大臣を経由させることで申請から指定までに長期間を要しており、土地改良事業実施後も長期間地籍調査済みとならず、その成果の活用が遅れている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

土地改良工事实施後の測量成果が速やかに国土調査に準ずるものであることが担保され、早期にその成果が利用可能となる。

根拠法令等

国土調査法第19条第5項、第7項、国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取り扱い等について(昭和56年1月5日農林水産省農村振興局長通達)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

白鷹町、川崎市、新潟県、京都府、宮崎県、沖縄県

○農林水産省に対して令和3年2月、3月に本申請、令和3年5月、10月に事前申請を行っているが、令和4年6月時点で認証指定を受けておらず、その成果の活用が遅れている。

○提案団体同様、当県でも、認証申請してから指定までに長期間を要しており、早期に測量成果の活用ができていない現状である。

○当府においては、近畿農政局の事前確認の後に、近畿農政局に対して申請(資料送付)を行っているところ。令和2年に近畿農政局に申請前の事前確認で送付した5件の全てが、未だに申請書の正式な施行をできておらず事務処理が滞り、現時点(令和4年6月時点)においても申請書を送付できていない状況にある。よって、農林水産大臣を経由させることで申請から指定までに長期間を要しており、土地改良事業実施後も長期間地籍調査済みとならない状況にある。

各府省からの第1次回答

都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証申請の手続について、国土交通大臣への直接申請も可能とする見直しを検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

都道府県、団体営事業における、土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証申請の手続については、農林水産大臣を経由して国土交通大臣へ認証申請を行うことになるため、承認までの期間を要している。

現行制度を見直し、従来の農林水産大臣の経由については、国土交通大臣から農林水産大臣への情報提供に代替させるなどにより不要とすることで、承認までの期間を短縮し、確定測量の成果を早急に活用することができるものとする。

今回、国土交通大臣への直接申請も可能とする見直しを検討していただけるとのことで、速やかな事業実施のためにも、ぜひ実現していただけるようお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

申請から指定までの期間が短縮されるよう、事務の迅速化を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

都道府県、団体営事業における、土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証申請の手続については、「国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱い等について(昭和56年1月5日付け農林水産省構造改善局長通達)」を令和4年度末に改正し、令和5年度の申請から国土交通大臣への直接申請も可能とする見直しを行う予定である。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【農林水産省(4)】【国土交通省(11)】

国土調査法(昭26法180)

都道府県等が行う土地改良事業の確定測量に係る成果の認証申請(19条5項)の手続については、現行制度では、都道府県知事等から農林水産大臣に申請し、農林水産大臣が国土交通大臣の承認(19条7項)を得た上で、その成果を地籍調査の成果と同一の効果があるものとして指定することとしているが、「国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱い等について」(昭56農林水産省構造改善局長)

を令和4年度中に改正し、令和5年度の申請から、都道府県知事等から国土交通大臣に対して直接申請することも可能とする。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

244

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

廃校等の公共物の用途変更における基準の明確化

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

第一種低層住居専用地域で使用されていた小中学校など、既存の公共物の有効活用のため、低層住居専用地域におけるコワーキングスペース等の設置に係る建築基準法第48条のただし書き許可の新たな許可準則を定め、特定行政庁が許可する基準の明確化を求める。

具体的な支障事例

少子高齢化社会において、県内各地で小中学校の統廃合が進んでいる。各自治体では、工夫しながら、廃校となった校舎の活用策として、コワーキングスペースやオフィス、地域コミュニティが存続するための新たな活用方法を考えている。

しかしながら、現行の規定では廃校舎をコワーキングスペース等に活用しようとする場合に、用途地域の規制から、それらの用途への変更が困難な場合があり、廃校舎の有効活用ができない状況にある。

また、令和3年6月25日付け国住街第96号のシェアオフィス等に関する技術的助言については、空き家等を活用した比較的規模の小さいものを対象としたものであると考えられる。しかしながら、当県が考える廃校舎等の利活用となると、比較的大きく、多くの集客が見込まれるため、これらの場合の「良好な住居の環境を害するおそれがない」ことの判断に苦慮している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

廃校舎等の公共物の利活用が促進されるとともに、地域コミュニティの維持に寄与できる。

根拠法令等

建築基準法第48条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

金沢市、広島市、熊本市

○今後、小中学校等の統廃合の増加が見込まれる中で、廃校施設を柔軟に活用できるよう、基準の明確化や制限の緩和等の法整備が必要となる。

各府省からの第1次回答

コワーキングスペース等の類似の用途に関する第48条特例許可実績の調査をまずは実施し、第一種低層住

居専用地域等における当該用途のニーズや周辺への影響等を把握した上で、今後の対応について検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

少子高齢化が進む現在において、廃校となった小中学校等の既存公共物の有効活用は喫緊の課題であり、今後も、廃校等の利用しなくなった公共施設は増加するものと想定される。それらを有効活用できれば、地域の雇用・産業の活性化も見込まれる。

なお、当県においては、コワーキングスペース等を設置したいとの相談は年1～2件ほどあり、廃校等の活用は一定のニーズがあるものと思料。

また、当県において統廃合等の再編を検討している高校は29校あり、うち15校が第48条特例許可によらなければコワーキングスペース等への用途変更が認められない第一種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域に立地している。近い将来、廃校となる高校の利活用を検討するうえで、許可基準の明確化が必要となっている。

第1次回答においては「今後の対応について検討する」とされているが、廃校が生じることとなった場合、許可基準が明確となっていれば、各自治体で廃校の有効活用を検討する際の選択肢が増え、スムーズな活用につながることを想定されることから、コワーキングスペースを含め、幅広く許可基準の明確化をする方向で速やかに検討いただきたい。

また、「調査をまずは実施」とされているが、調査等の具体的なスケジュールをお示しいただき、許可基準の早期明確化に向けご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

特定行政庁に対し、既に第48条特例許可実績の調査を実施し、コワーキングスペース等の類似の用途に関する許可実績を確認しているところ。今後、調査結果を踏まえ、対応について検討する。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(6) 建築基準法(昭25法201)

(ii) 用途地域の制限に適合しない建築物の建築に係る特定行政庁による許可(48条1項から14項)のうち、第一種低層住居専用地域等に存する廃校に係る用途変更の許可については、廃校の利活用の促進に資するよう、他の用途に活用するために許可した事例を収集し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

245

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

10_運輸・交通

提案事項(事項名)

シェアサイクルポートを都市公園法における公園施設として位置づけるための制度の整備

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市公園内にシェアサイクルポートを設置することができるようにするため、都市公園法における公園施設のうち「飲食店、売店、駐車場、便所、その他の便益施設で政令で定めるもの」を定める都市公園法施行令第5条第6項に「自転車賃貸事業の利用者の利便に資する施設」を追加する。又は、同項の「これらに類するもの」にシェアサイクルポートが含まれていることを明確化する。

具体的な支障事例

【現行制度とその課題】

都市公園にシェアサイクルポートを設置するためには、①「都市再生整備計画」を作成しシェアサイクルポートの設置について記載することで占用許可の特例を得る(都市再生特別措置法第62条の2)か、②シェアサイクルポートを都市公園法上の「公園施設」と位置付けて設置を許可する(都市公園法第2条・第5条、同法施行令第5条)か、2通りの方法が考えられる。

しかし、①の場合は、計画の作成に公園管理者や地元や議会等との調整、パブリックコメントの実施、それに伴う計画案の修正など、丁寧な調整と膨大な時間が必要となり、①の方法によることは現実的でない。

そのため、②の方法によることとしたいと考えているが、シェアサイクルポートを「公園施設」として設置してよいか法令上明らかでなく、設置許可の可否が公園管理者の解釈に委ねられているため、許可に二の足を踏んでいる公園管理者も多い。

【支障】

シェアサイクルの利用実績は毎年大きく伸びている。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、「新しい生活様式」において自転車の活用が推奨されるなど、新たな移動手段として、社会的な認知度と需要が急激に高まっている。そのような中で、上記課題により、都市公園内への柔軟なサイクルポート設置が出来ない状況となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都市におけるサイクルポートの密な設置が可能となり、通勤や観光等の幅広い目的でシェアサイクルが使用されることになり、住民サービスの向上に資する。

また、複数年にまたがる計画策定等を経ずに最短で一か月程度での設置が可能となり、自治体職員の事務負担の軽減に繋がる。

その他、有事の際の職員の移動方法としても活用が可能であり、運営事業者と災害発生時の協定を結んでいる自治体もあることから、災害時における都市公園の機能にも資する。

根拠法令等

都市公園法第2条、都市公園法第5条、都市公園法施行令第5条第6項、都市再生特別措置法第62条の2、自転車活用推進法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、さいたま市、三鷹市、長野県、名古屋市、京都市、兵庫県、広島市、大村市

○当市においても、他部局からの依頼により都市公園内へのシェアサイクルポート設置を行っているが、都市公園上の「公園施設」としての位置づけが明確ではないため、「都市再生整備計画」を作成し、条例改正を行った上で、占用許可の特例により設置の許可を行っている。一方で市内にある他自治体所管の都市公園においては、「公園施設」として許可を行っており、管理者によって判断が異なる事例が発生している。

当市としては、シェアサイクルポートが「公園施設」であるかないかについて、法令上の明確な基準は必要と考える。

○当市も現在、シェアサイクルポートを都市公園法の便益施設として設置を許可している。許可にあたり、公園管理者として解釈の妥当性の検討や説明に多くの時間を割いているケースもある。

○区市町村の事情により都市再生整備計画を策定できず、公立公園への設置が進まない事例がある。

○提案と同様に、当市においても都市公園内にシェアサイクルポートの設置を検討しており、都市公園法における公園施設の設置許可により、便益施設（その他これらに類するもの）として許可することを考えている。本判断は公園管理者の解釈に委ねられているため、都市公園法施行令第5条第6項への追記、もしくは国からの通達として、シェアサイクルポートが含まれていることを明確化してもらいたい。

各府省からの第1次回答

設置しようとする施設が公園施設に該当するか否かについては、公園管理者が、当該施設の機能や利用形態を当該都市公園の設置目的や性格に照らして具体的に判断するものであり、現行制度においては、その解釈を柔軟に行うことが可能である。

シェアサイクルポートについては、都市公園の効用を全うする施設であると公園管理者が判断した場合には、都市公園法施行令第5条第6項の「駐車場」に類するものとして、現行制度において設置することができるため、ご提案のとおり、その旨を明確にする通知の発出等により地方公共団体に周知してまいりたい。

なお、公園利用者以外の者の利用のみを想定して設置するシェアサイクルポートのように、設置しようとする施設が都市公園の効用を全うする施設とはいえない場合は、都市再生特別措置法上の占用許可特例のスキームを活用して設置されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案の趣旨は、シェアサイクルポートを都市公園法における公園施設として明確に位置付けることにより、都市再生整備計画の策定にかかる自治体職員の事務コストの削減のみならず、シェアサイクルサービスの柔軟かつ安定的な運用を目指すものである。

第1次回答にて「現行制度においては、その解釈を柔軟に行うことが可能」とあるが、現状ではシェアサイクルポートが公園施設に明確に位置付けられていないことから、公園管理者が設置可否の判断に躊躇してしまい、むしろ柔軟な解釈の妨げとなっている。現に都市公園内にシェアサイクルポートを設置する手段を、法的根拠が明確な都市再生整備計画の作成による占用許可の特例に限定し、公園施設としての設置許可を行わないこととしている都道府県庁もある。また、公園管理者の弾力的な判断によりシェアサイクルポートを一時的に設置できたとしても、上位の決裁権者等の見解の相違や異動等により設置許可が更新されない可能性がある等、事業の運用が不安定な状況となっている。

「自転車活用推進計画」（令和3年5月28日閣議決定）において「サイクルポートの設置促進等により、シェアサイクルの普及を促進する」とされていることも踏まえ、シェアサイクルポートを公園施設として明確に位置付けることを求める。

なお、「公園利用者以外の者の利用のみを想定して設置するシェアサイクルポート」とあるが、都市公園にシェアサイクルポートを設置すれば、公園利用者がそのシェアサイクルポートを利用することは当然に想定される。非現実的なケースを想定した留保を付すことで公園管理者によって解釈に差が生じるようなことがないようにしていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

第1次ヒアリングにおいて、シェアサイクルポートが都市公園法上の公園施設である「駐車場」に該当すると説明があったが、多くの追加共同提案団体から支障が示されていることを踏まえると当該説明が浸透しているとは言えないのではないか。政令を改正し、シェアサイクルポートが都市公園法上の公園施設に該当することを明確にすべきではないか。
「公園利用者以外の者の利用のみを想定して設置するシェアサイクルポート」は現実的に想定されないのではないか。

各府省からの第2次回答

都市公園に設置する自転車駐車場については、都市公園法施行令第5条第6項の「駐車場」に含まれるものとしている。例えば、都市計画運用指針においても、都市計画法の運用として「自転車駐車場を都市計画に定める場合においては、法第11条第1項第1号の「駐車場」として都市計画決定を行うことが望ましい」とされている。
現に、シェアサイクルポートは都市公園法上の「駐車場」として多く設置されているところであり、通知によってその旨を明確にすることが、運用の一貫性を担保するうえでも望ましいところ、シェアサイクルポートが都市公園法上の公園施設に該当することを通知により明確にするとともに、地方公共団体の間で解釈の差が生じることのないよう担当者会議の場で周知することで、当該運用の浸透を速やかに図ってまいりたい。
具体的には、既存の公園利用者又は将来的な公園利用者の利便の確保等に資するものであれば都市公園の効用を全うする施設として認められ、公園施設に該当する旨を通知で示してまいりたい。
なお、民間事業者等の設置者がシェアサイクルポートについて公園利用者以外の者の利用のみを想定して設置することはありうるが、シェアサイクルポートの利用実態としては、公園利用者の利用が全くなく、利便性に寄与しないということは殆ど想定されないと考えている。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(16)都市公園法(昭31法79)

シェアサイクルポートについては、公園施設(2条2項)として設置が可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。

[措置済み(令和4年12月9日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知)]

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

260

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

耐震改修促進計画を廃止し、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の要件としないこと

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

耐震改修促進計画の策定を廃止し、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の要件としないことを求める。

具体的な支障事例

市町村における「耐震改修促進計画」の策定は法的義務ではない(耐震改修促進法第6条により努力義務)にも関わらず、社会資本整備総合交付金において「事業主体である地方公共団体が定めた耐震改修促進計画」が交付対象事業の要件とされている。一方、同交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする場合は、耐震化促進事業の概要や目標を記載した、「社会資本総合整備計画」を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

以上により、耐震改修促進計画の策定を要件とすることは、法的義務がなく、また内容が重複する計画の策定を求められるものであり、二重の事務負担が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第23号)第6条、社会資本整備総合交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨木市、寝屋川市、長崎県、熊本市

〇耐震改修促進計画の策定を要件とすることは、法的な義務がなく、また、内容が重複する計画の策定を求められるものであり、二重の事務負担が生じている。

各府省からの第1次回答

住宅・建築物耐震改修事業は、耐震改修促進法の目的及び国が基本方針において定める目標等の達成に向けて、地方公共団体が目標を定め、建築物所有者への啓発や指導を併せて行うなど、計画的かつ総合的に耐震診断や耐震改修を促進することが効果的であることから、こうした内容を記載した耐震改修促進計画を定めた地方公共団体が当該計画に基づき実施する施策に対して支援するものである。

また、社会資本整備総合交付金は、地方公共団体が、地域課題に応じた定量的な目標を設定した社会資本総

合整備計画を作成し、計画に対して配分された国費を計画に記載された各事業に自由に充当することが出来るものであることから、社会資本総合整備計画の作成・提出は必要である。
ご指摘の計画策定に係る事務負担については、耐震改修促進計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を作成した場合には、当該記載内容に係る部分は耐震改修促進計画に該当することを明確化する方向で検討を行うこととする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

市町村の場合、耐震改修促進計画の策定が法律上努力義務とされているにも関わらず、社会資本整備総合交付金を活用して交付対象事業を実施する場合に、耐震改修促進計画の策定が交付要綱により実質的に義務付けられていることは不相当だと考える。また、社会資本整備総合交付金を活用する場合は、耐震改修促進計画の記載内容を包含した社会資本総合整備計画も策定する必要があり、内容が重複する二つの計画の策定に事務負担が生じている。
提案の趣旨をご理解いただきご検討いただいていることは感謝申し上げますが、交付要綱を改正するなど、必要な対応の実現に向けて、早急に検討を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

社会資本整備総合交付金の申請に当たって策定が求められている計画について、必要最小限の内容とすること。

なお、防災分野において内容の重複が見られるものは統廃合などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

耐震改修促進計画の策定は法律上努力義務とされているにも関わらず、交付要綱により策定を実質的に義務付けていることは過重な義務付けではないか。

第1次ヒアリングを踏まえ、社会資本総合整備計画の記載内容により、住宅・建築物耐震改修事業の内容が確認できれば、耐震改修促進計画の策定を交付要件としない方向で早急に検討を進めていただきたい。

各府省からの第2次回答

地震国である我が国において、大地震時における被害を抑制するためには、住宅・建築物の耐震化を早急に推進する必要がある一方、耐震性の不足する既存不適格建築物は現行基準に適合させる法的義務のないこと、耐震改修等の経済的負担が大きいこと、所有者等が耐震化のメリットを感じにくいことなど課題が多い。こうした課題に対応するため、耐震改修促進法においては、規制的措置（耐震診断義務付け、指導・助言・指示・公表等）、誘導的措置（認定による規制緩和・表示・助成等）、普及啓発を組み合わせる計画的かつ総合的に施策を講じることとし、地方公共団体に耐震改修促進計画を定めることを求めている（令和3年4月時点で、都道府県についてはすべて、市町村については98%が耐震改修促進計画を定めて耐震化に取り組んでいる。）。

住宅・建築物耐震改修事業は、耐震改修促進法に基づく誘導措置の財政的な裏付けとなる支援措置であり、また、限られた国費を効率的に活用する観点から、地方公共団体が耐震改修促進計画に基づき施策に効果的に取り組む場合に重点化して支援を行っているものである。

今回の提案及び「計画等は（略）策定済みの計画等の統合（略）を可能とする。」という閣議決定の内容を踏まえ、地方公共団体の事務負担を軽減するため、耐震改修促進計画を社会資本総合整備計画に統合することを

可能とする。具体的には、耐震改修促進計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画については、当該記載内容に係る部分は耐震改修促進計画に該当し、別の計画を策定することなく、支援対象とすることを明確化する通知を発出する。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(25)建築物の耐震改修の促進に関する法律(平7法123)

社会資本整備総合交付金の交付対象事業のうち、住宅・建築物耐震改修事業については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減するため、市町村耐震改修促進計画(6条1項)に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を策定すれば、当該記載内容に係る部分は市町村耐震改修促進計画に該当し、別途計画を策定せずとも同交付金の交付対象とすることとし、その旨を市町村に令和4年度中に通知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

261

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

マンション管理適正化推進計画の策定廃止

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

管理計画の認定を運用する上でのマンション管理適正化推進計画の策定を廃止し、計画の策定有無に関わらず管理計画の認定制度の運用を自治体の裁量とすること。

具体的な支障事例

マンションの管理の適正化の推進に関する法律において、マンション管理適正化推進計画を作成した都道府県等は管理計画の認定申請を受け付けることができるとされている。
マンション管理適正化推進計画には都道府県等マンション管理適正化指針を定め、当該指針において地方独自の管理計画の認定基準を追加することができることとされているため、当市でも同計画の策定を進めているが、策定にあたって多大な事務負担が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第3条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、千葉市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、熊本市

—

各府省からの第1次回答

マンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）の認定主体は、以下の理由のとおり、マンション管理適正化推進計画（以下「推進計画」という。）を策定した地方公共団体としている。
地方公共団体の地域性に応じて、マンション管理において求められる観点や水準が変わってくることから、推進計画に記載される都道府県等マンション管理適正化指針に適合していることを認定基準の一つとする必要があること

地方公共団体が本認定制度による適正管理の誘導策を講じ、重点的にマンションの管理適正化を推進していく上では、推進計画を作成できる程度の一定の施策の実施体制が整っていることが望ましく、また、その方が認定

管理者等に対する適切な監督も期待できること

なお、推進計画の策定に当たっては、地方公共団体の事務負担にも鑑み、既存の計画(住生活基本計画や家等対策計画)の全部又は一部を推進計画として位置づけることが可能である旨、「マンション管理適正化推進計画 作成の手引き」(国土交通省作成)において周知している。

引き続き、推進計画の作成に関し参考となる情報の提供を積極的に行い、計画策定に係る地方公共団体の負担軽減に努めていく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市では、管理計画認定制度の実施のためマンション管理適正化推進計画を令和4年6月に策定したところである。限られた職員で業務に取り組んでいるなか、計画策定・改定等の事務には多大な労力と負担が生じる。マンション管理の適正化を図るという目的達成のための手段として認定制度を実施するが、計画策定が必須であることは負担が大きい。管理計画認定制度の実施及び地方公共団体の地域性に応じた認定基準の追加については、計画策定を必須とせず、地方公共団体が実施体制や地域性を考慮したうえでの判断により、要綱・要領等により行えるようにしていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

計画の策定が実質的な義務付けとなっている。第2次地方分権改革における義務付け・枠付けの見直しの趣旨から問題があると考え。本認定制度に計画の策定を必須とする必要はないのではないか。

マンションの管理適正のための施策の実施体制が整っているか、マンション管理者に対する適切な監督ができるかを計画策定ができるかどうかで判断しようとしていることはおかしいのではないか。

地域性に応じたマンション管理の観点や水準を取り入れるためには、本認定制度の運用として、計画という形式でなくとも、行政手続法上における「申請に対する処分」の審査基準を定め、公表すれば足りるのではないか。

各府省からの第2次回答

我が国においては、今後老朽化マンションが急増することが見込まれており、その適正管理等の対策が地域における重要な政策課題となることを踏まえ、各地域の実情に応じた目標の設定や、目標を達成するための手段としての各種施策を提示するマンション管理適正化推進計画(以下、「推進計画」という。)を作成することで、これらの施策が計画に基づいて総合的に実施され、自治体における効果的な政策推進を期待するものである。また、推進計画を作成し、外部に公表することにより、行政内部のみならず、管理組合等に対して目標を達成するための施策の方向性等を共有することで、関係者が一体となった取り組みが効果的に推進されることが期待できる。

マンション管理計画の認定(以下「認定」という。)制度は、各地方公共団体が地域の実情に応じて設定するマンション管理適正化の目標を達成するための施策(手段)の一つであって、その認定基準を国が定める標準的な基準(省令等)とすることで足りるか、より上乘せされた基準とする必要があるかは、各地方公共団体が掲げる

目標及び他の施策によって期待される効果次第で決まってくるものであることから、目標や他の施策を定めることなしに認定基準を定めることはできず、目標、他の施策、認定基準は一体で定められる必要がある。ご提案の行政手続法上における「申請に対する処分の審査基準」についても、目標や各種施策を記載していれば推進計画と見なすことが出来るようになるため、認定の基準を「申請に対する処分の審査基準」に位置づけることは可能となる。

なお、推進計画の作成が負担になっているとのご意見を踏まえ、国土交通省としては、自治体にお示している「推進計画作成の手引き」について、作成にあたってのネックとなっている項目に係る記載の見直しや、内容の充実化を図るとともに、推進計画の作成を検討している自治体の参考となるよう、既に作成済の計画を一覧性をもって確認できるウェブサイトを構築するなどの検討を地方公共団体のご意見を踏まえながら進めていく考えである。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(26) マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平12法149)

マンション管理適正化推進計画(3条の2。以下この事項において「推進計画」という。)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。

・「マンション管理適正化推進計画作成の手引き」(令4国土交通省住宅局参事官)を改定し、記載の見直し及び推進計画の作成に当たって参考となる記載例を充実した上で、地方公共団体に令和5年中に周知する。

・推進計画に記載する必要がある目標、施策及び認定基準等に関して、目標及び施策等は他の計画等において記載及び公表した上で、認定基準は別途公表することができることや、行政手続法(平5法88)上の申請に対する処分の審査基準(同法5条)に目標及び施策等が記載されていれば、認定基準と一体のものとして推進計画とみなすことができることなど、柔軟な策定が可能であることを明確化し、推進計画を他の計画等に位置付けている事例と併せて、地方公共団体に令和4年度中に通知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

263

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

10_運輸・交通

提案事項(事項名)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金の申請における運行系統毎の事業計画の提出義務を廃止すること等

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

地域公共交通確保維持改善事業費補助金の要件として、補助対象となる運行系統にかかる具体的内容の地域公共交通計画への位置づけから、従来の要綱に基づく補助計画作成に戻すこと

具体的な支障事例

地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用するためには、地域公共交通計画に、補助対象となる運行系統における地域の公共交通における位置づけ・役割や事業の必要性、事業及び実施主体の概要、計画全体の定量的な目標・効果とその評価手法を記載し、交通事業者（鉄道、バス、タクシー）や学識経験者、市民団体の代表などから構成される協議会での計画変更に係る協議を経て、計画の認定について国土交通省に申請する必要がある。

当市が地域公共交通確保維持改善事業費補助（地域間幹線系統補助）として補助対象とする系統は、既に当市の重要な公共交通ネットワークを位置付けた地域公共交通計画に基づき、必要性を判断しているところである。

そのため、このような公共交通に関するあり方や施策の基本方針を定めた計画に運行系統毎の事業計画を定めることは、対象となる運行系統が増減する度に、計画内容の変更に係る検討、計画への追記、協議会の開催、計画の認定申請と事務手続きが発生することになり非効率である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

策定変更等に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、仙台市、富谷市、郡山市、さいたま市、川崎市、豊橋市、小野市、山陽小野田市、高松市、高知県、高知市、久留米市、大村市、熊本市、宮崎県

○地域公共交通確保維持改善事業費補助金要件との連動化については、計画変更時の事務手続きを簡素化する等の改善をすべきである。

○補助申請は例年6月末が期限であり、対象となる運行系統が増減した場合、年度当初に協議会を開催して交

通計画を変更しなければならず、事務的な負担が大きくなると思われる。運行系統増減のたびに法定協議会を開催し協議することは非効率的であるため、制度改正が必要と考える。

○現状、当市のバス路線の中にも同様な事例があり、年度毎に、協議会を開催し、計画内容の変更に係る検討、計画への追記を行い、計画の認定申請していくことは、協議会委員の負担と職員の事務負担が従前より増える。

○当市では、今年度中に地域公共交通計画の策定を予定しているが、市町村をまたぐ路線について、当該市町村のなかで計画の策定・未定の自治体があり、整合性が取れない。

各府省からの第1次回答

地域公共交通確保維持改善事業費の補助については、真に公的負担による確保維持が必要なバス路線等に対し、効果的・効率的な補助を行うため、令和7年事業年度より、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置づけを要件とすることとなっている。

今年3月には、地方公共団体や交通事業者向けに、計画と連動化した補助事業の活用を検討するうえで参考となる情報について、解説パンフレットに取りまとめ、公表したところ。

また、補助制度と連動させた地域公共交通計画を作成するにあたっては、地域課題の整理等の準備や、都道府県や複数の市町村による調整が必要であることから、令和6年事業年度まで経過措置期間を設けている。

なお、ご指摘の「対象となる運行系統が増減する度に、事務手続きが発生することになり非効率である」という点に関しては、補助金の適正な運用のため、従来の要綱に基づく補助計画においても、補助対象系統を追加又は削除する場合は、協議会の開催などの必要な手順を踏んで、変更の手続きを行っていただいていたところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現在、県が一括して生活交通確保維持改善計画(幹線)を作成し、法定協議会を開催して認定を受けているが、制度変更後、県が地域公共交通計画を作成しない場合は、幹線沿道の各市町村が補助系統に関する事項を盛り込んだ地域公共交通計画を作成することとなり、沿線市町村の数だけ法定協議会を開催し、計画に位置付ける事務作業が新たに発生する。また、例年、当市の法定協議会は年度末に開催しているが、補助系統の議論であるため6月頃を目途に再度開催する必要がある。

そこで、地域公共交通計画ではなく、従来の要綱に基づく補助計画に戻した上で、今回の効果的・効率的な支援を実施するという制度改正の目的を満たすため、補助系統の地域の公共交通における位置付け・役割や、定量的な目標・効果の評価手法・測定方法等を補助計画に位置付けることにしてはどうかと考える。

なお、当市が地域公共交通確保維持改善事業費補助(地域間幹線系統補助)として補助対象とする系統は、既に当市の重要な公共交通ネットワークを位置付けた地域公共交通計画に基づき、必要性を判断している。

少子高齢化・人口減少時代における地域公共交通を検討し、対応をとるべき職員自体が、財政悪化、人口減少による職員の減少の中で、負担が増えていることに苦慮しているところであり、地方公共団体の事務作業効率化に配慮した制度設計をご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金の申請に当たって必要となる計画について、必要最小限の内容、手続きとすること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。
都道府県が地域公共交通計画を作成しない場合は、幹線沿道の各市町村が地域公共交通計画を作成することとなり、市町村ごとにこれまで設置していた協議会とは異なる活性化再生法に基づく法定協議会の開催が必要になる等、事務負担増大につながるため、補助の要件は従来の手続によれば足りるものとするべきではないか。

各府省からの第2次回答

一次回答のとおり、地域公共交通確保維持改善事業費の補助については、真に公的負担による確保維持が必要なバス路線等に対し、効果的・効率的な補助を行うため、令和3年度に補助要綱を改正し、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置づけを要件化(令和6年度まで経過措置期間)したところ。補助にあたって、従前の補助計画(生活交通確保維持改善計画)と地域公共交通計画で記載すべき事項は原則として差異はないが、従前のように個別の補助系統のみに着目するのではなく、地域全体の公共交通のマスタープランである地域公共交通計画を作成した上で、当該計画において、地域全体での補助系統の位置づけを明確にすることが重要であることを趣旨としているものである。

ご指摘のあったとおり、法定協議会の組織・運営については、事務負担の軽減を図ることは重要であると考えている。このため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴う協議会制度の運用等について」(令和2年国総地第83号)等においても、簡易な手続による開催や類似の各協議会等の一体的な開催など、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能であることを示してきたところ。また、パンフレットにおいては、例えば、従前の補助要綱に基づく協議会を法定協議会の下部組織(部会等)として位置づけて議論した上で法定協議会に報告するといった方法による工夫も可能であること等をお示している。

引き続き、地方運輸局等における相談等を通じて、法定協議会運営の負担軽減に向け好事例の展開等を図っていくほか、地域公共交通計画の策定についてもノウハウ面での支援等を継続してまいりたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容

—

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

264

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

立地適正化計画及び総合交通戦略の趣旨を都市計画マスタープランに統合するとともに、同計画による補助金等制度の運用を可能とすること

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市計画マスタープランに各計画に関する趣旨を記載していれば、各計画を策定しているとみなすこと。
あわせて、都市計画マスタープランの決定手続きをもって、その他の計画も決定したとみなすこと
また、各計画を統合した都市計画マスタープランをもって、補助金等の制度を運用可能とすること

具体的な支障事例

都市計画マスタープランにおいては、都市計画の方針を定めるうえで、土地利用や都市交通、自然環境等に関する現況や動向を幅広く勘案し策定しているが、立地適正化計画、総合交通戦略にも同趣旨の記載内容が見られ、非効率となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

都市計画法、都市再生特別措置法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

伊勢崎市、相模原市、長野県、稲沢市、堺市、広島市

—

各府省からの第1次回答

立地適正化計画は、都市計画運用指針(IV-1-3-6)において、「市町村マスタープランに立地適正化計画の記載事項も盛り込んで作成することが望ましい。」という記載があるとおりの、両者を一体的なものとして作成することは可能である。

一方で、立地適正化計画は、その策定により、届出義務対象となることに加え、各種特例措置の要件となることから当該計画の内容については都市再生特別措置法第81条第22項における住民への合意形成プロセスを経ることや、公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえる手続きが必要である。

また、市町村マスタープランに都市・地域総合交通戦略の趣旨が含まれている場合には、当該市町村マスター

プランをもって都市・地域総合交通戦略とみなすことが可能であるが、補助金等の制度の運用に当たっては補助金等に関する要綱に掲げる要件を満たす必要がある。
このように、上記要件を満たしたうえで、立地適正化計画や都市・地域総合交通戦略と一体として作成された市町村マスタープランであれば、立地適正化計画や都市・地域総合交通戦略としての性質を有することから、各計画に基づく補助金等の制度の運用は当然に可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本市では、限られた財源・人員の中で、事務負担を軽減し、行政課題の解決や新型コロナウイルス感染症対策等の新たな課題の解決に真摯に対応するため、策定済みの計画の見直しや統合等を全市的に積極的に進めているところであり、今後、都市計画マスタープラン等、都市計画に関連する計画についても統合等を検討していく予定である。

国においても、令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」の中で、「法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとすることや計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等と統合する」ことが明記されており、今後、全国的に計画の統合等の動きが起こることが想定されることから、同様の取組事例について、関係者が集まる会議やホームページ等で取組事例の紹介等を行っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

都市計画マスタープランに立地適正化計画、及び都市・地域総合交通戦略の趣旨や補助金等の制度を運用するにあたって必要な記載事項が盛り込まれており、当該都市計画マスタープランが住民への合意形成プロセスや公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえた手続を経たものであれば、当該都市計画マスタープランを策定していることをもって、立地適正化計画、都市・地域総合交通戦略を策定していることとみなし、補助金等の制度を運用することが可能な旨、通知等で明確に示していただきたい。

各府省からの第2次回答

都市再生特別措置法第81条第22項に定める住民合意プロセス等所定の手続きを経た上で、立地適正化計画を市町村マスタープランと一体的に作成いただくこと、また、都市・地域総合交通戦略を市町村マスタープランと一体的に作成いただくことが可能であることについて、計画策定主体となる市町村含めた都道府県の当事者が集まる機会等を通じ改めて事例とともに周知することを検討したい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(22)都市計画法(昭43法100)及び都市再生特別措置法(平14法22)

住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画(都市再生特別措置法81条)及び都市・地域総合交通戦略(「都市・地域総合交通戦略要綱」(平21国土交通省都市・地域整備局長)第三)については、市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画法18条の2)と一体のものとして策定することが可能である

ことを明確化するため、参考となる事例を示しつつ、令和4年度中に「立地適正化計画作成の手引き」(令4国土交通省都市局都市計画課)及び「都市・地域総合交通戦略のすすめ～総合交通戦略策定の手引き～」(令4国土交通省都市局)を改訂する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

265

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

自治体において独自に策定している防災に関する計画を立地適正化計画における防災指針とみなすこと

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

防災に関する計画を策定していれば、立地適正化計画においても防災指針を策定していることとみなすこと

具体的な支障事例

平成 26 年度に都市再生特別措置法の改正より、コンパクトなまちづくりを促進するため「立地適正化計画」制度が創設され、本市においては「都市空間向上計画」として策定したところであるが、令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、都市における防災・減災対策(防災指針)の位置づけが義務化されたことから、今後、都市空間向上計画(立地適正化計画)の改正の際には、防災指針の追加が必要となった。
防災指針の策定にあたっては、災害リスクの高い地域の抽出やリスクをふまえた居住誘導区域の設定・見直し、地区ごとの課題に対応した対策の検討等を要件としているところであるが、既に公表されている計画等において、災害リスクや避難に関する周知・啓発を実施していること、防災部局等において、災害に対する対応方針の検討等を実施していることから、防災指針を策定する場合、既存の計画・検討と同様の記載内容となることが想定され、非効率である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

都市再生特別措置法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

伊勢崎市、相模原市、稲沢市、堺市、広島市

—

各府省からの第1次回答

防災指針は、災害リスクや課題の分析により立地適正化計画に定める居住誘導区域等の設定に影響を及ぼすものであることに加え、防災対策の取組方針に基づき、将来のまちの姿を決める要素となる防災対策の方向性を決定するものである。
そのため立地適正化計画の内容の一部である防災指針の策定については、都市再生特別措置法第 81 条第

22 項における住民への合意形成プロセスを経ることや、公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえる手続きが必要である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

第 1 次回答では、「防災指針は、災害リスクや課題の分析により立地適正化計画に定める居住誘導区域等の設定に影響を及ぼすものであることに加え、防災対策の取組方針に基づき、将来のまちの姿を決める要素となる防災対策の方向性を決定するものである」から、「都市再生特別措置法第 81 条第 22 項における住民への合意形成プロセスを経ることや、公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえる手続きが必要」とのことだが、そうであるならば、必ずしも都市再生特別措置法第 81 条第 22 項の手續に限定せずとも、「住民への合意形成プロセスを経る」とともに「公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえる手続き」を踏んだ上で策定された防災に関する計画であれば、立地適正化計画の内容の一部である防災指針とみなしても、制度の趣旨に反するものではないと考える。

既に公表されている計画等において災害リスクや避難に関する周知・啓発を実施している都市においては、防災指針を新たに策定してもこれと同様の記載内容となることが想定され、改めて立地適正化計画に防災指針を定めることは非効率である。

したがって、「住民への合意形成プロセスを経る」とともに「公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえる手続き」を踏んだ上で策定された防災に関する計画がある都市については、立地適正化計画において防災指針を策定していることが要件となっている補助制度等の適用を受けることを可能とされたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

防災分野において内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。

【全国町村会】

提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手續は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

地方公共団体において独自に策定している防災に関する計画について、必ずしも都市再生特別措置法第 81 条第 22 項の手續に限定せずとも、「住民への合意形成プロセスを経る」とともに「公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえる手続き」を踏んだ上で策定されているのであれば、立地適正化計画の内容の一部である防災指針とみなしても、制度の趣旨に反するものではないのではないか。

「住民への合意形成プロセスを経る」とともに「公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえる手続き」を踏んだ上で策定された災害に対する計画がある地方公共団体については、立地適正化計画の内容の一部である防災指針とみなすことを可能とするとともに、立地適正化計画において防災指針を策定していることが要件となっている補助制度等の適用を受けることを可能とすべきではないか。

各府省からの第 2 次回答

立地適正化計画に都市再生特別措置法第 81 条第 2 項第 5 号の防災指針の記載を追加する場合は同法第 81 条第 22 項の手續きを不要とする軽微な変更該当しない。その理由は、防災指針は、検討に当たって災害リスクを踏まえた居住誘導区域の設定や、既に設定している居住誘導区域の見直しを行うことが必要とされており、その検討の結果、災害リスクが特に大きいことを勘案し居住誘導区域に含めないこととした区域においては—

定の開発行為等に対して市町村への届出が義務付けられること、防災対策の取り組み方針に基づく防災対策や方向性を決定すること、住民の居住地や生活利便性に影響が生じること、居住誘導区域内で講じられる各種の特例措置が適用されないことから、十分な住民の合意形成プロセスを経ることや都市計画に関する公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえることが重要であり、同法第 81 条第 22 項の手続きが必要とされている。なお、防災指針の策定にあたって、地域防災計画等既存の防災に係る計画と整合し、また記載内容については相互に参照することが望ましい旨、すでに公表資料で周知しているものの、改めて、自治体が任意に作成している計画について、当該計画の記載内容を踏まえながら策定可能である旨、市町村等が集まる機会等を通じ立地適正化計画において防災指針を策定していることが要件となっている補助制度等の紹介と併せて周知をしてまいりたい。

令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(28)都市再生特別措置法(平 14 法 22)

住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画(81 条)に記載する、居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針(81 条2項5号。以下この事項において「防災指針」という。)については、市町村が独自に定める防災に関する計画が防災指針の内容を含み、かつ、81 条 22 項に定める手続を経た場合、当該計画を防災指針と位置付けることが可能であることを明確化するため、令和4年度中に「立地適正化計画作成の手引き」(令4国土交通省都市局都市計画課)を改訂する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

267

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

所有者不明土地等対策計画の他の計画との一体的策定

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

「所有者不明土地等対策計画」を国補助金の要件としないこと、あるいは、既存の「空家等対策計画」または「空き家対策総合実施計画」への必要内容の盛り込みによる計画策定でも可とすること

具体的な支障事例

今後増加が見込まれる所有者不明土地について、その「利用の円滑化の促進」と「管理の適正化」のため、市町村等が実施する所有者不明土地対策を支える仕組みを盛り込んだ法改正がなされた。土地の管理不全状態の解消等の所有者不明土地等対策事業に要する費用について、国の補助金が新設されたが、その利用のためには「所有者不明土地等対策計画」の策定が要件となっており、新規策定が必要となっている。当市では、所有者不明土地の管理不全状態解消のための財産管理人申立のための予納金(事業費100万円×5件=500万円程度。国費1/2=250万円程度)としての利用が想定されるが、計画策定に要する費用・時間・労力等(検討会開催約10回として費用約100万円、職員の時間・労力 2人×10日間×10回分=約1600時間)のコストが大きい。所有者不明土地対策については、空家空地対策と共通する点が多く、新規に「所有者不明土地等対策計画」を策定するとしても、管理適正化のために構すべき施策や実施体制整備に関する事項を記載するなど、両者には重複する部分が多いと思われる、今後二つの計画が策定されることになると非効率である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

改正「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30法律第49号)」第45条第1項、所有者不明土地等対策事業費補助金制度要綱(令和4年3月28日国土第102号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

相模原市、浜松市、堺市、枚方市、岡山県

○補助制度が確立されたばかりであり、所有者不明土地対策計画の策定を国の補助金の要件とするならば、国において計画モデル(ひな形など)を示すなど、市町村の策定を支援いただきたい。
○空家対策と似通った箇所もあり、地域づくりや危機管理、道路管理とカバーする範囲が広い。

各府省からの第1次回答

所有者不明土地対策計画は、令和4年法律第38号による改正後の所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(以下、「改正所有者不明土地法」という。)第45条第2項各号に掲げる事項がおおむね記載されていれば、既存の空家等対策計画に兼ねる形で策定することが可能である。
また、改正所有者不明土地法の施行に向けて、改正所有者不明土地法第3条に定める基本方針に所有者不明土地対策計画の作成に関する基本的な事項を追加するほか、所有者不明土地対策計画の作成のための手引きについても策定を予定している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

所有者不明土地対策計画について、既存の空家等対策計画に兼ねる形で策定することが可能とのことであるが、その旨を別途通知等で明確にしていきたい。
また、所有者不明土地対策計画の作成のための手引きの策定について具体的なスケジュールを御教示いただくとともに、改正所有者不明土地法第45条第2項の「おおむね」の内容については、必要最低限かつ弾力的に取り扱っていただけるよう手引きに盛り込んでいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
既存計画で対応が可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。
この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。
第1次回答において、所有者不明土地対策計画について、既存の空家等対策計画に兼ねる形で策定することが可能とのことであるが、その旨を通知等で明確にするべきではないか。

各府省からの第2次回答

所有者不明土地対策計画について、既存の空家等対策計画に兼ねる形で策定することが可能である旨は、通知等で明確に示す予定である。
また、所有者不明土地対策計画の作成のための手引きにおいて、必ずしも改正所有者不明土地法第45条第2項各号に掲げる全ての事項を計画に記載する必要がない旨を明記する予定である。
なお、改正所有者不明土地法第3条に基づく基本方針及び所有者不明土地対策計画の作成のための手引きは、改正所有者不明土地法の施行にあわせて公表する予定である。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】
(33)所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平30法49)
所有者不明土地対策計画(45条)については、当該計画を作成する市町村の事務負担を軽減するため、既存の空家等対策計画(空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)6条)と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、市町村に通知する。
[措置済み(令和4年11月1日付け国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長通知)]

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

290

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

一の公の施設に同時に二以上の指定管理者の指定が可能であることの明確化

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

指定管理者制度の運用について、各施設の状況等に応じ、一の公の施設に、同時に二以上の指定管理者を指定することが可能であることを明確化してほしい。

具体的な支障事例

【現在の制度】

指定管理者の指定については、「指定管理者制度のすべて 制度詳解と実務の手引【改訂版】」(第一法規、2009)123 頁によると、指定管理者制度は、『一の公の施設について、同時に二以上の指定管理者を指定することは原則として適当ではない。しかしながら、一の公の施設が複数の機能を併せ持つような場合に、同時に二以上の指定管理者を指定することが管理の効率化につながると判断され、施設の管理責任についても明確に区分することができるのであれば、同時に二以上の指定管理者を指定することも法律上排除されていない。』とされている。

しかしながら、このことに関する取扱い等が通知等で明確に示されていないため、「一つの公の施設が複数の機能を併せ持つ場合」でなければ、一の公の施設で同時に二以上の指定管理者を指定することが出来ないという解釈が生じてしまう。

【支障事例】

平成 29 年の都市公園法改正で公募設置管理制度(以下、「P-PFI」という。)が創設され、飲食店、売店等の公園利用者の利便向上に資する公募対象公園施設の設置と、その収益を活用した周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備改修等を一体的に行う者を公募により選定できることとなった。

この特定公園施設の管理については、国土交通省のガイドライン(都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン)によると、公募対象公園施設を設置・運営する P-PFI 事業者を指定管理者とすることが可能で、一体的に管理することが公園の魅力増進や利用者の利便の向上につながるとされている。

しかし、既に別の指定管理者が管理している公園の一部に新たに P-PFI を導入する場合、複数の機能を併せ持たないため、1施設1指定管理者の原則から、P-PFI 事業者を個別に指定管理者に指定することが困難となり、特定公園施設と公募対象公園施設の一体的管理による効果が発揮できない状況が生じてしまう。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各自治体や各施設の状況に応じて、複数の機能を併せ持たない場合でも1施設に複数の指定管理者を指定することが可能であることが明確になれば、P-PFI のような民間活力活用による公園の魅力増進や利用者の利便向上を一層推進することが可能となる。

また、管理運営状況評価を各指定管理者ごとに行うことにより、それぞれ特色のある施設の適切な PDCA を実施することが可能になるなど、P-PFI 事業の魅力的な都市公園の創出や利用者サービスの向上という事業効果を十分に発揮することができると見込まれる。

根拠法令等

地方自治法、都市公園法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、長野県、京都市、兵庫県、高松市、熊本市

○当県の県立都市公園におけるP-PFI制度の導入事例はないが、今後、民間活力の積極的な導入を図ることとしており、より柔軟な公園管理のあり方として、提案内容については、概ね賛同。
○当課においては、所管しているのが地域の拠点施設という性格上、地域運営組織以外に指定管理をさせることは考えていないところであるが、制度として複数の指定管理者を指定することについては、市の所有施設全体を考えた場合に利便性の向上につながることも期待される。

各府省からの第1次回答

平成15年9月2日国都公緑第76号国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知「指定管理者制度による都市公園の管理について」（以下「本通知」という。）の第1項において、都市公園の全体又は区域の一部の管理を指定管理者に行わせることができると定めている。

また、本通知の第4項に基づき、例えば、PFI事業者が事実行為として整備した公園の一部を、指定管理者制度により当該PFI事業者に管理させることができる。

本通知においては、既に指定管理者による管理が行われている公園（又はその一部の区域）について、既存の指定管理者との管理区分を明確にできる場合、当該区域の一部を第三者が指定管理者として管理することは妨げられていないところであり、Park-PFI事業を行う場合も同様である。よって、既に指定管理者制度により管理されている公園の一部を、Park-PFI事業者が事実行為として整備している場合について、当該Park-PFI事業者が指定管理者制度により当該区域を管理することも可能である。

一方で、一の公の施設について同時に二以上の指定管理者を指定することについては、原則として適当ではないものの、各地方公共団体において、同時に二以上の指定管理者を指定することが管理の効率化につながると判断され、施設の管理責任についても明確に区分できるのであれば、地方自治法上排除されていないところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

総務省及び国土交通省から平成15年9月2日国都公緑第76号国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知「指定管理者制度による都市公園の管理について」の解釈として、「既に指定管理者による管理が行われている公園（又はその一部の区域）について、既存の指定管理者との管理区分を明確にできる場合、当該区域の一部を第三者が指定管理者として管理することは妨げられていないところであり、Park-PFI事業を行う場合も同様である。」との回答が得られたことから、この解釈を十分に参考とし、指定管理者制度を運用していく。なお、上記の旨を通知等により改めて地方公共団体へ周知願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

各府省からの第2次回答

今後、既に指定管理者による管理が行われている公園（又はその一部の区域）について、既存の指定管理者との管理区分を明確にできる場合、当該区域の一部をPark-PFI事業者等の第三者が指定管理者として管理することも可能である旨、通知により地方公共団体への周知を図ってまいりたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【総務省(2)】【国土交通省(1)】

地方自治法(昭22法67)及び都市公園法(昭31法79)

指定管理者が管理している公園又はその一部の区域については、既存の指定管理者との管理区分を明確にできる場合に、当該区域の一部を Park-PFI 事業者等の第三者が指定管理者として管理することが可能であることを、地方公共団体に通知する。

[措置済み(令和4年12月9日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知)]